

管理システム分野における標準化戦略

《目次》

- 1 . マネジメントシステム規格について
 - 1 . 1 マネジメントシステム規格化の意義
 - 1 . 2 マネジメントシステム規格の特徴
- 2 . 標準化対象分野及び主なデジュール規格制定の状況
 - 2 . 1 標準化対象分野
 - 2 . 2 JIS 制定の状況
 - 2 . 3 マネジメントシステム規格と強制法規，調達基準との関係
 - 2 . 4 JIS と認証制度との関係
 - 2 . 5 国際規格及びその他デジュール規格の整備動向
- 3 . 標準化・国際標準化活動の問題点，課題及びその対応策
 - 3 . 1 全体活動方針
 - 3 . 2 マネジメントシステム規格分野の標準化戦略
 - 3 . 2 . 1 規格全般について
 - 3 . 2 . 2 個別分野について

1. マネジメントシステム規格について

1.1 マネジメントシステム規格化の意義

ある組織（例えば、企業、地方自治体）をその活動の目的を達成するようにうまく導き、運営するためには、体系的で透明性のある方法によって指揮及び管理することが必要である。そのために、その組織の目的にふさわしいマネジメントシステムが取り込まれ、指揮及び管理する対象、組織の規模、構造などに応じて一つ又は複数のマネジメントシステムが取り込まれることになる。したがって、組織固有のマネジメントシステム、場合によっては同一組織内でも異なる複数のマネジメントシステムが構築されることになる。この結果、社会全体として多種多様なマネジメントシステムが存在してきた。

また、製品・サービスの要求事項を実現する信頼性は、直接的には技術的能力に依存するものである。この技術はその製品・サービスに属するものであるため、製品・サービスを事業横断的に標準化することはできないが、技術要素（設備、要員、技術など）を整備する実務マネジメントの要件、その実務マネジメントを布陣するトップマネジメントのあるべき姿は事業横断的なものとして標準化が可能であり、技術要素を持続できる安心感を顧客に与えることができるので、マネジメントシステム規格が急速に普及した。

さらに、組織の顧客、規制当局からは、例えば、製品・サービスの品質、環境管理、安全管理などに対する適切な管理が求められている他、一般消費者などからは、製品・サービスの品質、環境管理、安全管理などに対して適切な管理が行われていることを説明することが求められている。さらには、組織活動自体でも倫理面、法遵守などの側面で適切な管理が行われていることを説明することが求められるようになってきている。

このようなマネジメントシステム規格を巡る背景の下、マネジメントシステムの規格化の意義は次のように整理できる。

マネジメントシステムを規格化することによって、普遍的なマネジメントシステム規格というモデルを踏まえて、対象に応じて少なくとも必要な管理のあり方を定めることができる。

マネジメントシステム規格を利用することによって、マネジメントシステム規格は全体を俯瞰しているため、個々に開発されたマネジメントシステムを単純に合成させたことによって発生するギャップや、オーバーラップを避けることができ、全体最適設計が期待できるから、組織活動を効率的、効果的に運営するための足がかりとすることができる。

法規制よりゆるやかな社会規範として、組織活動の自律的な行動を促す効果が期待できる。また、マネジメントシステム規格を利用することによって、組織の活動の透明性が向上し、組織が社会に存在する正当性を説明する責任を果たすツールの一つとして期待することができる。

マネジメントシステム規格の適合性評価制度と併せて利用した場合には、組織活動の規格適合性、つまり、少なくとも必要な管理を行っていること及びその説明責任を果たす用意ができていないことについて第三者から証明を受けることができる。

1.2 マネジメントシステム規格の特徴

マネジメントシステム規格には、規格としてこれまで一般的にとらえられてきた製品規格と比べていくつかの特徴がある。この特徴を踏まえて、標準化戦略を考慮する必要がある。

業種横断的な規格

通常、製品規格の作成は、規格の対象となる製品の購入者のニーズ又は製造事業者のニーズを踏まえ、製品の固有技術を熟知しているという観点から当該する業界がイニシアティブをとることが多い。マネジメントシステム規格にあっては、業種横断的な性格をもつように作成されることから、特定の業界のニーズを背景としているものではない。これは、どの業種にでも適用が可能であるという強みをもつ一方で、()規格が具体性に乏しく概念的になっており、規格の利用者に具現化能力が要求されること、()規格を開発し、利用し、維持し、普及するに不可欠な強力なサポーターがいないこと、という弱みともなっている。特定の業種のニーズを反映した規格としていわゆるセクター別品質マネジメントシステム規格がある。このような特定の産業界が明確となっているがゆえに、国家規格として、又は国際規格として制定する動機が小さくなるという側面ももっている。

マネジメントシステム規格間の共通性をもった規格

マネジメントシステムは、目的が何であれ指揮、管理するための考え方には、かなりの部分において共通性が存在する。こういったことから、マネジメントシステム規格がもつべき一般原則が定められている ISO/IEC ガイド 72 では、「両立性」、「使いやすさ」、「網羅性」、「柔軟性」¹⁾としてマネジメントシステム規格を作成することを勧めている。

指揮・管理の考え方、組織のしくみなどを定めている規格

製品規格では、これに基づいて製造された場合は、一定の機能又は性能をもった製品を期待（規格を適用することによる効果の期待）することができる。ところがマネジメントシステム規格は、指揮、管理の考え方、組織のしくみなどを規定したものにすぎず、規格を適用したとしても期待したとおりの効果を発揮するかどうかは保証されていない。例え第三者認証制度を活用したとしてもこの状況は変わらず、マネジメントシステム規格を適用する組織の自助努力で効果が発揮できることが前提となっている。

組織のしくみが期待したとおりの効果を発揮しているかを測定するためには、

¹ 両立性 様々なマネジメントシステム規格及びマネジメントシステム規格シリーズ内における両立性を維持することが望ましい。

使いやすさ 利用者が容易に一つ又は複数のマネジメントシステム規格を実施できるように確実にすることが望ましい。

網羅性 マネジメントシステム規格は、それぞれの産業分野に固有なものを作成するという必要性を排除又は最小限に抑えるために、適用に当たっては十分な網羅性をもつことが望ましい。

柔軟性 マネジメントシステム規格は、関連するあらゆる産業分野、文化及びあらゆる規模の組織に適用できることが望ましい。組織がマネジメントシステムに追加すること、他との差別化を図ること、又は自らのマネジメントシステムを規格以上のものに高めることを、マネジメントシステム規格は阻止してはならない。

そのための基準が必要である。製品規格の場合は、この基準が規格内で規定されていることが多いが、マネジメントシステム規格の場合は、規格の外で適用できる基準を利用する又は探す必要があり、例えば法令の基準、国際・国内規格、顧客からの要求事項、社内製品基準などが利用されることが多い。

ゆるやかな規制としての規格

指揮、管理の考え方、手法は、社会の一般常識に基づいて選択され、実施される。安全管理、労働安全管理のような特定の目的で、しかも、社会の規範として強制することが合意される場合には、法令という形で国民の付託を受けて国が規制することがある。このような強制力をもって規制することが必要でない場合又は適切でない場合には、業界内、又は利害関係者内で業界標準、フォーラム基準を設け、ゆるやかな規制として自主的に管理することがある。さらには、日本工業規格（又は国際規格）としてマネジメントシステム規格が制定される場合は、広範囲の利害関係者すべてのコンセンサスによって形成されたものと位置づけられることから、個別の業界内・利害関係者のゆるやかな規制に比べて公的性格の強い自主管理が広い範囲で行われ、時には関連法規の規程を補足するための共通の方策ともなり得る。

2. 標準化対象分野及び主なデジュール規格制定の状況

2.1 標準化対象分野

(1) マネジメントシステム規格の経緯

マネジメントシステム規格は、1987年に制定された品質マネジメントシステム規格（ISO9001）にその歴史が始まる。この規格は、1994年、2000年と改訂が続くとともに支援規格などが充実してきており、ISO9000シリーズとしての体系を成すようになってきている。最近では、汎用性のある品質マネジメントシステム規格を補うために、セクター別品質マネジメントシステム規格が国際規格、フォーラム規格といった形で制定されてきている。

1992年の「環境と開発に関する国連会議」（環境サミット）を契機として、環境マネジメントシステム規格（ISO 14000）が1996年に制定された。このマネジメントシステム規格の特徴としては、経営トップのリーダーシップを期待していること、PDCAサイクルを利用していること、システムの継続的改善を期待していること、利害関係者が広範なものとなったことが挙げられる。これもISO9000シリーズと同様に支援規格などの充実が図られ、ISO14000ファミリーとして体系を成すようになってきている。最近では、環境マネジメントシステムを支援するツールを提供する規格の作成から、特定の業種又は特定の物質を対象とした限定的なマネジメントシステムの構築を目的とする規格が模索されはじめている。ISO14000ファミリーは新しいマネジメントシステム概念を含んでいることから、ISO9000シリーズと比較して、第2世代のマネジメントシステム規格と呼ばれることがある。

現在、第3世代のマネジメントシステム規格と呼ばれる可能性のある規格の提案がなされている。それは、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social responsibility）に関する規格で、これは、まだISOで規格のあり方などについて議論が行われている途上である。第3世代のマネジメントシステム規格の特徴は、マネジメントシステムの仕組みだけを利用して、管理する対象をさらに広げようとしていること、第2世代マネジメントシステムで利害関係者の対象を「管理の対象の

パフォーマンスに関心をもつか又はその影響を受ける個人又は団体」に既に拡張されていることを踏襲して、あらゆる個人又は団体が関係者となり得ることとしていることにある。このようなマネジメントシステム規格の候補としては、行動指針（Code of Conduct）、個人情報管理などがあり、さらに利害関係者は限定されると想定されるが、技術流出防止や営業秘密管理などの企業内情報の管理が考えられている。

このように、マネジメントシステム規格は、組織が提供する製品・サービスの品質の管理から、環境に対する影響管理と対象を広げつつ新しいマネジメントシステムの概念を取り込んできたが、さらに対象を広げて組織の経済活動、社会とのかかわり方も取り込もうとしている。

(2) マネジメントシステム規格の分類

マネジメントシステム規格は、次のように分類できる。

品質マネジメントシステム規格

ISO9001 に代表され、製品（サービスを含む）品質の向上を通じて顧客満足を実現するためのマネジメントシステムの構築に関する要求事項を定めているもの。

環境マネジメントシステム規格

ISO14001 に代表され、著しい環境影響について法規制上のように要求事項及び情報を考慮し、組織が環境対策に関する方針及び目的を策定し得るように要求事項を定めているもの。

セクター別品質マネジメントシステム規格

ISO9001 があらゆる規模、業種の組織に適用できるように汎用的な規格となっているため、いくつかの業種においては、ISO9001 に業種の特定制要求事項を追加して定めているもの。

その他のマネジメントシステム規格

セクター別規格とは対照的に、業種横断的ではあるが ISO9001 では踏み込んでいない個別分野（顧客対応、労働安全、リスク管理、セキュリティ等）について切り出し、分野特有の要求事項を具体的に明示して定めているもの。さらには、まだ制定はされていないが第3世代のマネジメントシステム規格も当面ここに分類することとする。

(3) 管理システム規格専門委員会の所掌範囲

管理システム規格専門委員会は、管理システム規格に関係する標準化を推進することを目的とし、その主たる標準化対象分野は、次のとおりとする。

- ・ 品質マネジメントシステム等の管理システムの規格化に関すること
- ・ 管理システム規格の認定・認証制度に関する普及啓発方策の検討
- ・ 新たな管理システム規格の開発及び同規格を用いた審査登録制度に関する我が国の方針検討
- ・ 認定審査の内容・審査員の質の向上策
- ・ 審査・登録機関による審査の内容・審査員の質の向上策
- ・ セクター別品質管理システム規格審査登録制度における重複審査の回避策の検討
- ・ その他関連事項

2.2 JIS 制定の状況

2003年12月現在の各分野のJIS規格数は次のとおりであり、主要規格一覧は、付表1のとおり。

- (1) 品質マネジメントシステム規格： JIS 16(うち、環境と共通1)、TR 2
- (2) 環境マネジメントシステム規格： JIS 15、TR 3
- (3) セクター別品質マネジメントシステム規格： JIS 3
- (4) その他のマネジメントシステム規格： JIS 6

2.3 マネジメントシステム規格と強制定法規，調達基準との関係

(1) 薬事法

2005年度施行の改正薬事法では、医療用具はISO13485：2003の規格要求事項に基づく品質保証基準に適合することが求められている。ISO13485の2003年改正に伴い、JIS Q13485：1998も国際一致規格として改正の予定であり、国内においてはこれが基準として用いられることとなると思われる。なお、JIS Q13488:1998は、JIS Q13485に統合廃止となる。

(2) 原子炉等規制法

原子炉等規制法では、実用炉規則など関係省令において事業者が保安上講ずべき措置として品質保証を行う旨を、また保安規定の記載事項として、原子力施設に関する品質保証に関することを追加し、品質保証に関する規制上の要求事項を具体的に定め、2003年10月からISO9001に基づく品質保証を取り入れた新しい検査制度を実施することとしている。

(3) 公共調達

官公庁における公共工事の施工や物品の調達に関して、品質及び環境管理について一層満足のいくものが求められ、品質の向上、環境改善を政策的に誘導する観点から、ISO9001、ISO14001への認証取得を入札参加資格への要件としたり、優先格付に用いることが行われる例が増えている。

2.4 JIS と認証制度との関係

マネジメントシステム規格を活用した第三者認証制度は、「規格の利用は組織の選択の自由であって国などがその利用を強制するものではない。」との考えの下に、民間の任意の制度として創設されて以来、民間の努力もあって広く普及してきた。

2003年6月末時点での審査登録状況は、次のとおりであった。

- ・ ISO9000s 登録組織数： 38,690 件（うち、ISO9001:2000： 28,642 件）
- ・ ISO14001 登録組織数： 12,392 件

2003年12月でISO9000:2000の移行期間が終了し、旧規格は廃止され、以後はISO9001:2000に係る審査登録が行われていくことになっているが、2000年版への移行も我が国では非常に順調で、最終的には9割以上の事業者が2000年版への移行を行ったと見られている。

しかし、一方で、2003年度の管理システム規格適合性評価専門委員会報告書で

まとめられたように、マネジメントシステム規格や認証制度を取り巻く環境が次のように変化してきている。

- (1) 認証制度のステークホルダーの範囲拡大
企業間取引を主体としたものから、一般消費者、株主等への拡大
- (2) マネジメントシステム規格と認証制度への期待の変化
製品認証と同様に、「一定の品質をもつ製品・サービス」や「環境に配慮した製品」を提供することを認証しているとの「誤解」に基づく認証制度への期待
- (3) 社会的位置づけの変化
客観的品質向上の推進役としての期待が高まるとともに、組織の説明責任を果たすための道具の一つとして広く認知
- (4) 対象取引の変化、取得組織の業種拡大
専ら製造業を想定した規格から、行政を含むサービス業にまで適用が拡大
- (5) セクター別品質マネジメントシステム規格の登場
一般化、汎用化した品質マネジメントシステム規格に特定の業種に必要な要求事項を追加し、セクター別品質マネジメントシステム規格を作成し、これらを基にした固有の認証制度を構築する場合が増加
- (6) 負のスパイラルに陥るおそれ
マネジメントシステム規格や認証制度に対する理解の不足、本来意義や役割に対する認識不足等が相互に影響し、負のスパイラルが発生するおそれが拡大

マネジメントシステム規格に係る第三者認証制度が、以上のような新たな状況に適切に応えられなければ、即ち、認証制度そのものの「継続的な改善」が行われなければ、マネジメントシステムの第三者認証制度のさらなる発展は不可能といえる状況が生じてきている。

さらに、第三者認証制度の利用者からは、第三者認証制度の費用対効果などの視点からパフォーマンス評価の期待が起こりつつある。特に、マネジメントシステム規格の第三者認証制度を利用している組織での効果を測るために、パフォーマンス評価が行われることへの利害関係者からの声が起こっている。

パフォーマンス評価にはその評価基準が必要である。法令等の利用可能な評価基準が制定されていない場合は、評価者によって評価がばらつくなどパフォーマンス評価が曖昧となり、評価そのものの信頼性を揺らがせることにもなりかねない。特に、第三世代規格については経済活動、社会との関わり方を対象とすることがあることから、これらにふさわしい基準の制定が困難となることが予想される。

このように、第三者認証制度のそのものの信頼性への疑問、パフォーマンス評価が行われた場合の信頼性への疑問がある状況にあることから、マネジメントシステム規格制定の影響を受ける可能性のある組織からは、第三者認証制度を前提としないマネジメントシステム規格の作成を期待する傾向も現れてきている。

2.5 国際規格及びその他デジュール規格の整備動向

- (1) 品質マネジメントシステム規格 (ISO/TC176)

ISO9000 シリーズは、1987 年に品質保証の規格として制定。その後、1994 年と 2000 年に改正され、現在の品質マネジメントシステム規格となった。

ISO9001、ISO9004 の定期見直しについて、2003 年 12 月から作業が開始される。2008 年度に向けて改訂作業を行う予定である。なお、ISO9004 の改正に当たっては、JIS/TR Q0005（持続可能な成長のための指針）及び Q0006（自己評価の指針）が、重要な基礎文書として利用される予定である。ISO9000-4（コンピュータソフトウェアへの ISO9001 の適用指針）は FDIS 段階。ISO10005（品質計画書の指針）は CD2 段階、ISO10014（財務・経済上の利益達成の指針）は CD 段階、ISO10018（苦情処理の指針）は FDIS 段階、ISO10019（コンサルタントの選択指針）は DIS 段階となっている。

(2) 環境マネジメントシステム規格（ISO/TC207）

1992 年に開催された地球サミットのアジェンダ 21 を受けて、持続可能な開発のための産業人会議(BCSD)が ISO に対して環境に関する規格作成を要請。1996 年に ISO14000 シリーズを制定。ISO14001、ISO14004 の改正は DIS 段階まで来ており、2004 年末には国際規格発行の予定である。

環境コミュニケーションは CD 段階、タイプ 環境ラベルは ISO 化に向けて審議を開始し、WD 段階、気候変動への ISO の取組みとして、WG5 で温室効果ガスの測定、検証のためのガイドラインの規格化が始まっており、WD 段階となっている。

(3) マーケットリサーチ（ISO/TC225）

TC225 は、2002 年 12 月にマーケットリサーチの実施組織における最小限の要求事項を規格化するために新設され、2003 年 7 月に第 1 回国際会議がスペインのマドリードで開催された。我が国は P メンバー登録し、国内審議団体は社団法人マーケティング・リサーチ協会が行っている。

(4) 企業の社会的責任（CSR）（ISO/TMB）

COPOLCO での議論を経て、ISO 技術管理評議会（TMB: Technical Management Board）に諮問委員会を設置し、CSR に関する規格発行の可能性を検討している。2004 年 4 月に、CSR 高等諮問委員会で取りまとめられる報告書、6 月に開催される CSR 国際会議の結果を踏まえて、TMB が ISO での CSR の今後の取扱いについて判断することとなっている。

(5) 品質マネジメントシステムセクター規格

品質マネジメントシステムに関するセクター規格の現状は、次のとおり。

自動車及びその部品(ISO/TC176)

1994 年に米国のビッグスリーが中心となって、QS9000（自動車部品製造メーカへの品質保証要求事項）を制定した。これを基に ISO で検討を行い、1999 年度に ISO/TS16949 として発行された。2001 年度には ISO9001:2000 に対応して（品質マネジメントシステム - 自動車生産及び関連サービス部品組織の ISO9001:2000 適用に関する個別要求事項）に改正され、ビッグスリーを中心とする国際自動車作業グループ（IATF）は、2002 年度から ISO/TS16949 の運用を具体的に開始している。

医療用具(ISO/TC210)

各国が独自に様々な品質システムを法令で要求したことから、混乱と非関税障壁を防止するため、国際規格を作成して、各国ともこの国際規格に整合を図ることとなった。1994年にISO/TC210にWG1を設置して検討を開始し、1996年にISO13485(品質システム-医療用具-ISO9001を適用するための特別要求事項)及びISO13488(品質システム-医療用具-ISO9002を適用するための特別要求事項)の2つを制定した。1999年には、ISO13485/13488の適用の指針を制定し、2003年には、ISO9001:2000を取り入れてISO13485の改正版が発行された。ISO13488はISO13485に統合して廃止の予定である。

電気通信(QuESTフォーラム)

米国の通信事業者を中心に結成されたQuESTフォーラムで検討し、TL9000(品質システム要求事項・測定法)を開発した。これを基にISO9001の通信サービスに関するセクター規格として1999年にISO/TC176に提案したが、その後「まだ開発段階」として自ら取り下げ、現在もまだフォーラム規格として運用中である。2001年にISO9001:2000を取り入れたリリース3.0を発行済みであり、測定法は2003年3月にリリース3.5に改訂された。

航空宇宙(ISO/TC20)

世界の各航空機メーカーが外注会社に対して独自の品質システム要求を行っていたことを発端に、1997年頃から米、欧で業界標準化の動きが起こり、航空宇宙品質保証規格を制定した。これらを基に日米欧の航空宇宙業界が連携し、世界共通の品質システム規格の開発を目指して国際航空宇宙品質グループ(IAQG)を設立し、ISO/TC20/WG11と連携してISO原案を作成したが、WD段階で作業を終了し、このWDを各国が翻訳して使用している。2001年にISO9001:2000を取り入れた改正版JIS Q9100(品質マネジメントシステム-航空宇宙-要求事項)を発行した。

その他

工業標準化法で所管する範囲の品質マネジメントシステムとしては、上記のようなセクター規格が存在するが、これら以外にも、食品衛生(ISO/TC34)、金融、上下水道等の分野で品質マネジメントシステムの導入について検討等が進められている。

【注】WD：作業原案(Working Draft)

CD：委員会原案(Committee Draft)

DIS：国際規格案(Draft International Standard)

FDIS：最終国際規格案(Final Draft International Standard)

3. 標準化・国際標準化活動の問題点、課題及びその対応策

マネジメントシステム規格分野の特徴としては、ISO9001及びISO14001が、他のマネジメントシステム規格作成のひな形としての位置を占めており、その動向は、他のマネジメントシステム規格に及ぼす影響が大きい。すなわち、ISO9001はセク

ター別品質マネジメントシステム規格の基盤規格として使われており、また、ISO9001 及び ISO14001 は、他のマネジメントシステム規格の作成において、その作成根拠の明確化と相互の整合性の確保のために運用されているガイド 72 におけるマネジメントシステム規格のモデルとして挙げられており、規格共通要素の基ともなっている。今後、開発されるマネジメントシステム規格においても、基礎文書として利用されるものと思われる。

品質マネジメントシステム規格、環境マネジメントシステム規格の普及が進んだ結果、様々な切り口による企業活動・生産活動の仕組みにおいて、マネジメントシステム規格の活用ができないかという模索が増えている。知的財産管理、リスク管理、労働安全衛生、CSRなどがこれに当たる。さらに、これらを支援するツール規格も、例えば裁判外紛争処理、タイプ 環境ラベル、環境報告書などに見られるように増加の傾向にある。

マネジメントシステム規格の認証との関わりでは、マネジメントシステム規格は、法律ほどの強制力を伴うルールではないが、ゆるやかな規範として、認証制度と併せて使われることが多い。また、自己適合宣言のために使われることを想定している規格もある。

しかしながら、マネジメントシステム規格は、ISO9001 を代表として適合性評価の基準として用いられているものも多く、ISO9001 イコール ISO9001 審査登録と一般に受け取られるほどに、マネジメントシステムの普及は第三者審査登録制度と一体になって進んできたといえる。その中で、第三者認証制度における審査の質に対する疑問も呈されるようになっており、また、マネジメントシステムが必ずしもパフォーマンスの向上につながっていないとの指摘も出ている。

こうした審査登録制度のあり方については、管理システム規格適合性評価専門委員会報告で現状と今後の方策をまとめているので、そちらを参照されたい。

ここでは、こうしたマネジメントシステム規格の特性と動向を考慮しつつ、マネジメントシステム規格標準化の課題とその対応策を以下にまとめる。

3.1 全体活動方針

マネジメントシステム分野における標準化に当たっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

持続可能な経済発展・循環型社会実現のための“生活・産業基盤の強化”、“産業競争力の強化”に資すること。

化石燃料の大量消費による地球温暖化、化学物質の有害性から生じる人体や生態系への悪影響、大量生産・大量消費に伴う廃棄物問題の深刻化等、経済成長に伴い様々な環境問題が顕在化してきている。持続可能な発展を図るためには、環境への負荷を可能な限り最小化する循環型経済社会への変換が必要であり、個々の企業の自主的な取組みが求められている。

経済と環境の両立した社会を構築し、“生活・産業基盤の強化”と“産業競争力の強化”に資するため、自律的でしかも透明性・公正性をもち、その上で持続可能な社会の構築と企業活動を促すマネジメントシステム規格の発展・普及を図る。

我が国の文化を踏まえた“国際規格との整合化”を図ること。

ヨーロッパ発の ISO9000 シリーズは、我が国では欧州市場への輸出企業を中心とする認証取得からはじまり、企業間取引での品質保証から消費者も含

めた顧客評価の向上のためのツールと変化しつつ、認証取得が大幅に増加している。しかし、我が国の企業マネジメントからみて必ずしも使いやすい規格内容となっていない部分も指摘されており、今後の国際規格化の審議に当たっては、我が国の経済・社会の文化を踏まえて、我が国が受け入れやすいマネジメントシステムとする。

我が国のイニシアティブを発揮し、“積極的な国際貢献”を実現すること。

WTO/TBT協定に基づき国際規格との整合化が要求される現在、国際標準化をどのように実現させるかは、産業競争力を左右する重要な戦略の一つとなっている。

我が国は、品質保証、環境保護などにおける高度な技術と、組織におけるマネジメントシステムの確立によって、規格開発における多くの知見を持っており、また、マネジメントシステム認証の普及割合を見ても、欧米先進国と比肩する位置を占めている。こうしたマネジメントシステムに対する我が国の豊富な経験を生かし、国際標準化の検討に当たって、我が国がイニシアティブを発揮することによって国際貢献を果たす。

3.2 マネジメントシステム規格分野の標準化戦略

3.2.1 規格全般について

(1) 標準化ニーズへの的確な対応、国家規格とする必要性、適用条文などの明確化
生産活動、サービス事業の質的強化、効率化などを図るため、様々な切り口でマネジメントシステムを活用する試みが進んでいる。

具体的には、経済活動のグローバル化と世界的な競争の激化・加速化の下で、知的財産の保護・活用が求められており、企業の営業秘密管理及び技術流出防止の取組みを促進するため、組織内マネジメントシステムについて、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（知的財産戦略本部、平成15年7月8日決定）では、JIS化すべく2003年度中に検討を開始し、2005年度末までに結論を得ることとされている。

TC176では裁判外紛争処理などの審議が進められている。

また、CSR（企業の社会的責任）の規格化の進め方についても、ISO/TMBの諮問委員会で検討中である。

一方、マネジメントシステムと適合性評価の関係では、規格を適合性評価の基準として使用することを意図していないことを明確にし、又は自己適合宣言の基準としてだけ用いるとしているものも増えつつある。マネジメントシステムの規格化を進める上で、規格と適合性評価の関係はどうあるべきかを整理することが求められている。

【各論】

生産活動、サービス事業におけるマネジメントシステムの規格化は、企業活動とマーケットのグローバル化とダイナミックな展開を保障しつつ、一方では適正な社会的評価が求められており、基本的には、マネジメントが行われている範囲においては、それに一定の基準を設けることは、関係者の合意の下に可能であると判断できる。しかしながら、マネジメントの種々の側面を切り出して規格化を進めることは、かえって複雑なシステムを要求することともなり現実的ではなく、社会的に必要なものであるのかを精査することが重要である。

特に、経済活動、社会との関わり方など対象を拡大して制定される第3世代のマネジメントシステム規格については、影響が広範囲に及ぶことも想定されることから、経済界、消費者団体、学識経験者、関係省庁などと密接に連携を図って、規格の制定に適切に対応していく。さらに12条提案を活用してマネジメントシステム規格及びその支援規格の作成を促進していくこととする。

我が国の文化、習慣を踏まえつつ、システム工学・人文・社会学の研究成果を企業活動の発展に結びつける観点で、マネジメントシステム規格の開発を目指す。

マネジメントシステム規格は、これまで適合性評価と密接な関係をもってきたが、今後の規格化に当たっては、国家認証、民間認証、自己適合宣言の区分けを考えたときに、どのような使われ方が想定されるかを、中小企業での運用も考慮した上で明確にすることが重要である。

- ・ 国家認証：法令の枠組みの中に認証制度を位置づけることによって、法令の目的を果たすことが期待されるもの
- ・ 民間認証：認証ニーズがビジネスとして成立し得るもの
- ・ 自己適合宣言：当事者の判断で運用するもの

規格のあり方を考える上で、工業標準化法の適用条文も考慮に入れることが必要である。法12条では、利害関係人が規格制定を申し出ることができることとなっており、今後の規格の作成・運用を円滑に進める上で以下の考えで整理することが適当である。

- ・ 法11条：強制法規への引用が想定されるもの、広く産業全体で利用されるもの、他のマネジメントシステム規格の基盤として用いられるもの、政策的に必要なもの（競争力強化、企業活動の強化に資するもの）
- ・ 法12条：個別の業種、分野で用いられるもの

マネジメントシステム規格の作成に当たっては、国際的な整合性を維持するとともに、中小企業での利用も考慮する。また、類似したマネジメントシステム規格が自主的な活動として作成されているが、ISO又はJISの規格との混同を避けるために、適切な調整、指導を行うこととする。

各種の強制法規及び調達基準においてマネジメントシステム規格及び適合性認証を利用する上での問題点について、適合性評価部会国内システム専門委員会での審議を踏まえて幅広く検討し、必要な対策を関連の国際規格及び国内規格に反映するための提案を行う。

国内審議では、以下の点を明確にして運営する。

- ・ 関係者のコンセンサスを重視する。
- ・ 国際提案を想定するマネジメントシステム規格については、ISOガイド72によるジャスティフィケーションによって、規格の市場ニーズや規格相互の両立性を検証する。
- ・ セクター別品質マネジメントシステム規格については、ISO9001との整合を図るためのISO/IEC専門業務用指針の規定を遵守する。

(2) 国際審議の透明化、迅速化と国際規格作成への積極的関与

ISO規格とJISの一体的運用を推進する上で、ISOでの審議期間が長すぎて、標準化ニーズに的確に対応できていないのではないかと指摘がある。ISOのルール上は審議テーマの採択からISO発行まで3年となっているが、実際には、各国の

コンセンサスを得るのに時間がかかることや、必ずしも適切な会議運営や審議計画の作成が成されていないことが原因と考えられる。審議の長期化は、標準化ニーズに適切なタイミングで対応できなくなることであり、ISO の場を離れて国際的なデファクト標準や国際的フォーラムによる規格作成につながりかねず、ISO 規格そのものの空洞化を招くおそれがある。

また、ISO 規格がどのような内容となるかは、我が国にとっても大きな影響があることから、ISO への積極的な参加が必要である。

【各論】

国際審議を効率的に進めるため、国際議長、国際幹事、コンビナーの人選が適切なものとなっているかにも注意を払うとともに、審議を円滑に進めるために、審議をきめ細かくフォローし、可能なものは日本が担当国を引き受ける。

我が国のイニシアティブを発揮するため、重要な分野では議長、コンビナー、幹事の積極的な引受けを行うことや、日本として望ましい国際標準の案を積極的に提案する。特に、マネジメントシステム規格における先進的な取組み、TR Q0005（クオリティマネジメントシステム - 持続可能な成長の指針）などは、国際提案するべく取組みを強める。

国際的な取組みを強化する上で、我が国の国内体制を整備することは重要であり、次の事項を重点として取組みを強める。

- ・ 国内審議委員会の構成が、我が国の産業界、消費者、学識経験者、関係省庁を代表するものとする。特に、産業界のサポート体制を重視して委員の人選を進める。
- ・ ISO 専門家を、質的・量的に十分なものとするため、中・長期的な観点で対応を進める。人材育成は、産業界からの育成を基本としつつも、特定の産業界に関連しないテーマについては、例えば、QMS・EMS 国内審議団体である(財)日本規格協会を中心に育成を図ることが適当である。
- ・ 国際標準化の重要性について、産業界、消費者等の理解を得るための広報活動を強める。
- ・ 産業界、消費者団体、学識経験者、関係省庁などが、それぞれの役割をもって国内体制をサポートする。

(3) 国際規格と国内規格の一体的運用

経済のグローバル化に伴い、規格の運用も国際規格を中心に考えるべきであり、国際規格・JIS への理解を促進するためにも、国内審議体制の整備、国際規格の迅速な JIS 化や翻訳版の発行、規格情報の広報を様々なメディアを通じて強めることが求められている。

【各論】

国際対応組織と JIS 審議体制の連携を十分なものとするため、ISO での規格作成作業と一体化された国内規格策定組織を整備することが適切であり、現在 ISO 9000 シリーズ、ISO 14001 シリーズなど、多くのマネジメントシステムに関する ISO 国内審議組織が、ISO での規格作成の支援、ISO の翻訳化と JIS 原案審議も兼ねて行っている方式を維持する。

制定された国際標準をできる限り速やかに、しかも、最小の修正で国内規格に採用することとする。その際、翻訳の迅速化を図ることと、同時に規格の利用者である組織及び最終消費者にとって分かりやすいものとするのが重要であり、ISO の内容がほぼ確定した時点（通常、DIS 段階又は FDIS 段階）から翻訳委員会等を設置することによって、3～4 か月間での成案を目標に集中的に審議をする。さらに、JISC の管理システム規格専門委員会も弾力的な開催によって審議の迅速化を図る。

ISO 参加各国と意見交換を積極的に行い、国際的に支持される規格のあり方、内容、その他必要事項を把握・認識し、その情報を国内外に広報する。その際、JISC ホームページ、標準化ジャーナルなどの活用を積極的に進める。

3.2.2 個別分野について

重点的に取り組むことが求められるテーマとしては、次のものが考えられるが、今後も国際標準化動向や国内の法規との連携を踏まえながら、標準化を推進する必要がある。

(1) 品質マネジメントシステム規格

ISO9001 の 2000 年改正及び ISO19011 の 2002 年改正が終わっており、審査登録の移行期間の終了に伴い、旧規格の廃止も 2003 年 12 月 20 日付けで行われた。

ISO9001 及び ISO9004 の次期改正の可能性について各国の意見を問うための定期見直しのための投票が行われており、見直しを開始。

ISO9001 と ISO14001 は、その歴史的な制定経過から、基本コンセプト（P D C A とプロセスアプローチ）、用語の使い方などで違いがあることが指摘されており、認証取得組織からも両規格の両立性が求められている。

また、管理システム規格適合性評価専門委員会報告書のフォローアップの一つとして、審査に係る情報公開ガイドラインについて、(財)日本適合性認定協会に設置された WG で検討が進められている。

【各論】

ISO176 国内審議体制は、3.2.1 の考え方に基づき運営する。新たに、TC176 で扱うことになった苦情処理ガイドライン、ADR（裁判外紛争処理）は、COPOLCO 案件であったことから、現在「消費者保護分野の国際規格適正化調査研究」（環境生活標準化推進室）の委員会を、TC176 国内委員会の中に位置づけて審議を継続しており、その体制を維持する。特に、ADR については、国際標準化と国内制度との整合を図る観点から、国内での ADR 基本法の議論の動向も踏まえて、国際規格案の審議に積極的に参加する。

ISO9004 の見直しに当たっては、我が国が規格開発を行った TQM に関する TR の規格提案を行うことが重要であり、ヨーロッパ、北米、アセアン諸国等の標準化団体と連携を強めるとともに、ISO における規格作成の早い段階からこれらの国々での普及を視野に入れた合意の形成が必要である。

ISO9001 と ISO14001 の両立性については、TC176 及び TC207 での活動に積極的に参加するとともに、それぞれの国内審議組織のコアメンバーによる審議体制を構築し、検討を進める。

情報公開ガイドラインについては、審査登録に係る諸機関の活動において活用されることが重要であり、JIS 化も視野に入れてその普及方策を検討する。また、

審査登録機関は、国際ルールに基づいて活動していることに鑑み、国際的な標準とする必要性についても検討する。

(2) セクター別品質マネジメントシステム規格

これまでのセクター別品質マネジメントシステム規格の制定過程をみると、ISOの枠内で作成されているものと、電気通信分野のようにそうでないものがある。規格開発がISOの枠内で行われている場合は、ISO9000シリーズとセクター別品質マネジメントシステム規格間、及びセクター別品質マネジメントシステム規格間の矛盾を避けるために、ISO/IEC 専門業務用指針 第2部 6.8.2 や ISO ガイド 72 などによる ISO9001 との調整などが図られることとなっているが、ISOの枠外で開発される場合には、必ずしもこのような調整が行われるとは限らず、調達側の主導の下に行われることで、コンセンサス形成の過程が充分でないケースもあるとの指摘もある。

また、ISO/TC225 においてマーケットリサーチの実施組織に対する要求事項の審議が開始され、2006年に国際規格発行の予定であるほか、EUのRoHS (Restrictions on Hazardous Substances) 規制などへの日本企業の対応策においては、サプライチェーンを通じての対象化学物質の情報管理にマネジメントシステムを活用できないかの検討も進められているなど、これからも増えることも考えられる。

セクター別品質マネジメントシステム規格は、当該業界の必要性から一定の役割を果たしているとは認識しているが、セクター別規格の乱立はかえって企業のマネジメントシステムの複雑化にもつながりかねず、その規格化については十分な検討が必要と考える。

【各論】

セクター別品質マネジメントシステム規格の制定に当たっては、関係者に対してオープンな議論が確保されることが重要であり、そのためにも、標準化団体等関係団体及び関係工業会が傘下の企業の協力も得ながら、早めの情報収集を行うとともに、審議の透明性を図るためにISOの枠内で利害関係者のコンセンサスをより重視して作業が進められるように働きかける。その際には、ISOでの規格審議でしばしば指摘される長期間の審議を避けるため、既にISOの枠外で国際的に合意が得られているものについては、迅速法(Fast-track procedure)²⁾が活用できるようにすることも必要である。

セクター別規格のJIS化に当たっては、セクター別QMS規格相互の整合性を図るとともに、関係者のコンセンサスの有無、規格化の必要性について精査し、管理システム規格専門委員会の下に設置されたセクター規格WGでの議論を踏まえて進める。

医療用具に関する品質マネジメントシステム規格であるISO13485の2003年改正に伴い、対応するJIS Q13485の改正を早期に行う。

(3) 環境マネジメント規格

²⁾ ISO/IEC 専門業務指針では、迅速法による手順について、Pメンバー、ISO理事会が認めた国際標準化団体などは、既存の規格をDIS又はFDISとして投票に付すように提案できることを定めている。

TC207 における ISO14001、ISO14004 の改正審議は、DIS 段階まで来ており、2004 年末には ISO 発行の予定となっている。また、環境コミュニケーションは CD 段階に、タイプ 環境ラベルは ISO 化に向けて審議を開始し WD 段階に、気候変動への ISO の取組みとして、WG5 で温室効果ガスの測定、検証のためのガイドラインの規格化が始まっており、WD 段階にある。

そのほかには新たなテーマは検討されていないが、2003 年には TC207 のスコープの一部を、「環境管理のツール」から「持続可能な開発を支援するツール」に改めて取り扱う規格の範囲を広げており、今後の動向を注視することが必要である。

【各論】

ISO14001、ISO14004 の改正版の発行と同時に、JIS を国際一致規格として改正することが重要であり、ISO の審議の進展に合わせて翻訳を進めるなどの計画的な対応を図る。

気候変動に関する国際標準化においては、欧州各国、米国などの国内事情の影響を受けての合意形成に時間がかかっており、規格審議が遅れ気味であるが、我が国としては、制定される ISO 規格化が温室効果ガス削減に対する国際的な取組みにつながることを重要と考えており、京都議定書などの国際的な取決めとの整合をもったものとするべく、積極的な対応を進める。

タイプ 環境ラベルについては、欧州、韓国、日本などで既に第 3 者認証制度が実施されており、国際標準化の審議が後追いで始まっていることから、各国に制度と整合をもつ規格化が求められており、我が国制度が国際規格に受け入れられるべく対応を強める。

新たなテーマとして、環境への影響を及ぼす物質に着目した新たな規制が行われることが想定され、それに対応する方策の一つとしてマネジメントシステムの導入も考えられるが、関係省庁、関係団体とも連携を強めて、早期の情報収集と意見の集約に努める。

(4) 知的財産保護に関する規格

知的財産推進計画において、知的財産の戦略的活用を支援する方策の一つとして、経済産業省がまとめた営業秘密管理指針及び技術流出防止指針における組織内マネジメントシステムを JIS 化するべく 2003 年中に検討を開始し、2005 年度末に結論を得ることとされている。両指針は今後の我が国企業の経営革新に大いに役立つものと考えられており、規格化に向けて積極的に取り組む。

【各論】

両指針については、海外の類似の取組みの調査、関係団体の意向調査などが進められており、関係者のコンセンサスを得つつ規格化を進める。

(5) 企業活動の管理に関する規格

(5.1) 個人情報保護

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに対応するため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を目的として個人情報保護法が 2003 年 5 月 30 日から施行され、それに基づき、事業者等の個人情報の取扱いに関する活動を支援するための指針として経済産業省ガイドラインが検

討されている。そこでは、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の保護のためのコンプライアンスプログラムによるマネジメントが推奨される予定である。

【各論】

個人情報保護に関するコンプライアンスプログラムの要求事項として、JIS Q15001 が 1999 年に制定されて以来、個人情報取扱事業者のマネジメントシステムの規準として用いられてきており、新たに施行された個人情報保護法及びそれに基づくガイドラインとの整合を図り、2004 年度に関係者による改正原案作成及び JIS 改正を行う。

(5.2) リスクマネジメント

現在、我が国が中心となって ISO ガイド 73 による用語の使用状況モニタリングが行われており、2003 年度末に終了の予定である。その結果を元に、ISO において、リスクマネジメントに関する今後の規格化の方向性が議論になると考えられる。

【各論】

モニタリング調査結果では、ガイド 73 改訂のための具体的な意見が多く、改訂作業再開の際に有効なインプットになると思われる。一方、2004 年 1 月に開催された ISO/TMB において、オーストラリア及びニュージーランドの共同で、リスクマネジメント規格の新規提案がなされた。我が国はこれまでガイド 73 WG のコンビナー業務を担当してきたこと、阪神・淡路大震災の教訓を元に、ガイド 73 の原案段階から整合を図って JIS Q2001 (リスクマネジメント構築のための指針) を世界に先駆けて作成したこと及びガイド 73 のモニタリング調査も中心となって実施してきた実績を活用し、規格作成・改訂作業の中心的役割を担う。

さらに、JIS Q2001 が 2006 年度に見直し時期を迎えることを踏まえ、今回のガイド 73 改訂に際して出された意見や国際会議での議論を取り込みつつ見直しの準備を始めるとともに、リスクマネジメント規格の普及に向けた支援規格等の整備についても検討する。その成果を、リスクマネジメントに関する今後の国際標準化の方向性についての国際的な議論に向けて積極的に発信する。

(5.3) CSR (企業の社会的責任)

CSR は一般に「企業が法律遵守にとどまらず、市民、地域及び社会を利するような形で、経済、環境、社会問題においてバランスの取れたアプローチを行うこと。またその結果を主体的に公表し、説明責任を果たしていくこと」ととらえられている。欧州では、CSR は社会の持続的な成長と関係が深いものとして、社会のトリプルボトムライン(経済、社会、環境)を確保するものとしている。

ISO では、COPOLCO (消費者政策委員会)での国際規格のフィージビリティスタディ調査を経て、TMB に CSR 高等諮問委員会を設置して、国際規格化についての予備審議を実施中である。2004 年 6 月開催予定の TMB で今後の対応方策を決定することとなっている。

一方、米、英、仏、豪、イスラエルなど、各国の標準機関では、CSR に関する国家規格又は団体規格が制定されており、今後も増えることが予想される。

我が国企業においては、社内体制の整備、行動指針の作成、サステナビリティ・レポートの発行など、自主的な取り組みを行う企業が増えている。また、これと併せサプライ・チェーン・マネジメントに対する国際的な関心の高まりを受け、多くの日本企業が、社会、環境といった視点から、海外の納入業者や下請業者の行動を是正・指導するようになってきている。

【各論】

2004年度以降のISOでのCSR規格化審議の方向性は不透明であるが、日本としては地域の特徴を生かしながらも、国際的に通用する新たな枠組みを作り発信していくことは、CSRへの取り組みを促す意味で有効と考えられる。日本企業のCSRへの主体的な取り組みを促す枠組みを具体化していくことが肝要である。

(5.4) 統合マネジメントシステム規格

品質、環境、労働安全衛生、情報セキュリティなど、様々なビジネス側面に対するマネジメントシステム規格及びそれに基づく認証制度が運用される中で、これらを同時に一つの基本的なシステムの中で管理することによって、効率的な運用を目指す統合マネジメントシステムの取り組みが進みつつある。

【各論】

ISO19011の改正によって、QMS（品質マネジメントシステム）とEMS（環境マネジメントシステム）の監査の指針が統一され、審査員資格も相互乗入れができるようになってきている。ISO9001、ISO14001のように、複数のマネジメントシステムの認証を取得する際に、審査を効率的に実施するため、統合審査、複合審査が行われる例も増えている。

一方で、統合マネジメントシステムそのものの規格化は、複数のマネジメントシステムの要求事項を包含する形となり、現在の個別のマネジメントシステム規格より抽象的・概念的な要求事項とならざるを得ず、規格化のメリットは少ないと思われる。したがって、当面は、統合マネジメントシステムの実施例を積み上げる中で、統合マネジメントシステムとしての要求事項はどうあるべきかを明確にしていくことを先行させるべきと考える。

表1 管理システム規格専門委員会 所管規格一覧表(1/3)

規格番号	規格名称	制定年月日	改正年月日	主制定母体	備考
【JIS制定】					
JIS Q9000	品質マネジメントシステム - 基本及び用語	2000/12/20		ISO/TC176	
JIS Q9001	品質マネジメントシステム - 要求事項	2000/12/20		ISO/TC176	
JIS Q9004	品質マネジメントシステム - パフォーマンス改善の指針	2000/12/20		ISO/TC176	
JIS Q10006	品質マネジメント - プロジェクトマネジメントにおける品質の指針	1998/11/20		ISO/TC176	改正原案作成中
JIS Q9023	マネジメントシステムのパフォーマンス改善 - 方針によるマネジメントの指針	2003/02/20		ISO/TC176	
JIS Q9024	マネジメントシステムのパフォーマンス改善 - 継続的改善の手順及び技法の指針	2003/02/20		ISO/TC176	
JIS Q9025	マネジメントシステムのパフォーマンス改善 - 品質機能展開の指針	2003/02/20		ISO/TC176	
TR Q0005	クオリティマネジメントシステム 持続可能な成長の指針	2003/01/09			タイプII (期限2006/1/8)
TR Q0006	クオリティマネジメントシステム 自己評価の指針	2003/01/09			タイプII (期限2006/1/9)
JIS Z9900	品質管理及び品質保証の規格 - 選択及び使用の指針	1991/10/01	1994/12/01	ISO/TC176	
JIS Z9901	品質システム 設計、開発、製造、据付け及び付帯サービスにおける品質保証モデル	1991/10/01	1998/09/20	ISO/TC176	2003年12月20日 廃止
JIS Z9902	品質システム 製造、据付け及び付帯サービスにおける品質保証モデル	1991/10/01	1998/09/20	ISO/TC176	2003年12月20日 廃止
JIS Z9903	品質システム 最終検査・試験における品質保証モデル	1991/10/01	1998/09/20	ISO/TC176	2003年12月20日 廃止
JIS Z9904	品質管理及び品質システムの要素 - 指針	1991/10/01	1994/12/01		
JIS Z9911-1	品質システムの監査の指針 - 第1部: 監査	1996/03/01		ISO/TC176	2003年12月20日 廃止
JIS Z9911-2	品質システムの監査の指針 - 第2部: 品質システム監査員の資格基準	1996/03/01		ISO/TC176	2003年12月20日 廃止
JIS Z9911-3	品質システムの監査の指針 - 第3部: 監査プログラムの管理	1996/03/01		ISO/TC176	2003年12月20日 廃止
JIS Q14050	環境マネジメント - 用語	1998/10/20	2003/02/20	ISO/TC207	
JIS Q14001	環境マネジメントシステム 仕様及び利用の手引	1996/10/20		ISO/TC207	
JIS Q14004	環境マネジメントシステム 原則, システム及び支援技法の一般指針	1996/10/20		ISO/TC207	
JIS Q14010	環境監査の指針 - 一般原則	1996/10/20		ISO/TC207	2003年12月20日 廃止
JIS Q14011	環境監査の指針 監査手順 環境マネジメントシステムの監査	1996/10/20		ISO/TC207	2003年12月20日 廃止
JIS Q14012	環境監査の指針 環境監査員のための資格基準	1996/10/20		ISO/TC207	2003年12月20日 廃止
JIS Q14015	環境マネジメント 用地及び組織の環境アセスメント(EASO)	2002/08/20		ISO/TC207	
JIS Q14020	環境ラベル及び宣言 - 一般原則	1999/07/20		ISO/TC207	

表 1 管理システム規格専門委員会 所管規格一覧表(2/3)

規格番号	規 格 名 称	制定年月日	改正年月日	主制定母体	備 考
JIS Q14021	環境ラベル及び宣言 - 自己宣言による環境主張(タイプ 環境ラベル表示)	2000/08/20		ISO/TC207	
JIS Q14024	環境ラベル及び宣言 - タイプ 環境ラベル表示 - 原則及び手続	2000/08/20		ISO/TC207	
JIS Q14031	環境マネジメント - 環境パフォーマンス評価 - 指針	2000/10/20		ISO/TC207	
JIS Q14040	環境マネジメント - ライフサイクルアセスメント - 原則及び枠組み	1997/11/20		ISO/TC207	
JIS Q14041	環境マネジメント - ライフサイクルアセスメント - 目的及び調査範囲の設定並びにインベントリ分析	1999/11/20		ISO/TC207	
JIS Q14042	環境マネジメント - ライフサイクルアセスメント - ライフサイクル影響評価	2002/03/20		ISO/TC207	
JIS Q14043	環境マネジメント - ライフサイクルアセスメント - ライフサイクル解釈	2002/03/20		ISO/TC207	
TR Q0004	環境マネジメント - ライフサイクルアセスメント - 目的及び調査範囲の設定並びにインベントリ分析の JIS Q14041に関する適用事例	2000/12/20		ISO/TC207	タイプIII (期限2005/12/19)
TR Q0007	環境マネジメント - 環境適合設計	2003/07/01		ISO/TC207	タイプIII (期限2008/06/30)
JIS Q19011	品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のための指針	2003/02/20		ISO/TC176 &TC207	
JIS Q9100	品質マネジメントシステム - 航空宇宙 - 要求事項	2000/08/20	2001/11/20	IAQG	
JIS Q13485	品質システム - 医療用具 - JIS Z 9901を適用するための特別要求事項	1998/03/25		ISO/TC210	
JIS Q13488	品質システム - 医療用具 - JIS Z 9902を適用するための特別要求事項	1998/03/25		ISO/TC210	Q13485に統合予定
JIS Q15001	個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項	1999/03/20		-	
JIS X5080	情報技術 - 情報セキュリティマネジメントの実践のための規範	2002/02/20		ISO/IEC JTC1/SC27	
JIS Q2001	リスクマネジメントシステム構築のための指針	2001/03/20		JSA	
TR Q0008	リスクマネジメント - 用語 - 規格において使用するための指針	2003/02/01		ISO/TMB	タイプII (期限2006/1/31)
JIS Z9920	苦情対応マネジメントシステムの指針	2000/10/20		JSA	消費生活技術専門 委員会主管
TR X0081	セキュリティ技術 TTPサービスの利用及びマネジメントのためのガイドライン	2003/07/01		JTC1	情報技術専門委員 会主管 タイプ (期限2008/06/30)

表 1 管理システム規格専門委員会 所管規格一覧表(3/3)

規格番号	規 格 名 称	制定年月日	改正年月日	主制定母体	備 考
【ISO制定】					
ISO 10007	品質マネジメントシステム - 構成管理の指針	2003/06/20		ISO/TC176	
ISO 10012	測定マネジメントシステム - 測定手順及び測定装置の要求事項	2003/04/14		ISO/TC176	
ISO/TR 10017	ISO 9001:2000のための統計的手法に関する指針	2003/05/08		ISO/TC176	
ISO/TS 16949	品質マネジメントシステム - 自動車供給業者及び関連業務部門組織へのISO 9001:2000の適用のための特定要求事項			ISO/TC176 &IAF	
【ISO開発中】					
FDIS 10002	苦情処理			ISO/TC176	
CD4. 10019	QMSコンサルタントの選定ガイドライン			ISO/TC176	
CD1. 10005	品質計画書ガイドライン			ISO/TC176	
WD 10001	行動規範 (CC:: Codes of Conduct) の指針			ISO/TC176	
WD 10003	外部紛争処理 (EDR:: External Disputes Resolution) のガイドライン			ISO/TC176	
WD 14063	環境コミュニケーション			ISO/TC207	
WD 14025	タイプ ラベル			ISO/TC207	
WD 14064	温室効果ガス排出の算定・検証・認証のためのガイドライン			ISO/TC207	
NWIP	マーケットリサーチQMS			ISO/TC225	
【JIS開発中】					
TR ----	プロジェクト&プログラムマネジメント標準ガイドブック				
【開発検討中】					
	知的財産権JIS			知財室	
	顧客満足度			TC69, TC176, COPOLCO	
【関係ISO等】					
ISO Guide72	マネジメントシステム規格の正当性及び作成に関する指針			ISO/TMB	